

令和6年度第1回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和6年4月22日（木） 16時05分開会
17時10分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	原之園 哲哉
委員	津曲 貞利
委員	岡本 尚也

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小村 真二	教育部長	佐土原 隆
総務課長	九反 大介	学校整備室専門員	軸屋 倫子
施設課長	久保 浩一	文化財課長	圖師 みゆき
美術館副館長	谷口 雄三	図書館副館長	小城 裕子
学務課長	鶴田 紋太郎	学校教育課長	竹下 直大
学校ICT推進センター所長	池田 伸一	保健体育課長	山口 伸一
青少年課長	吉元 利裕	生涯学習課長	西國原 学
少年自然の家所長	唐仁原 宏樹	中央学校給食センター所長	濱田 有希

◇ **書記**

総務課主幹	圓若 正行	総務課主査	上堀内 啓太
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案審査順

公開

- | | |
|----------|---|
| 定第 1 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について] |
| 定第 2 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について] |
| 定第 3 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について] |
| 定第 4 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について] |
| 定第 5 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について] |
| 定第 6 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解職又は解任及び委嘱又は任命について] |
| 定第 7 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解任及び任命について] |

請願令和 6 年度第 1 号 傍聴を認めることの件

報告事項(1) 新 1 年生見学パスポートについて

非公開

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 定第 9 号議案 | 鹿児島市特別支援教育審議会委員の委嘱の件 |
| 定第 10 号議案 | 鹿児島市立少年自然の家運営審議会委員の委嘱又は任命の件 |
| 定第 8 号議案 | 代決処分の承認を求める件
[県費負担教職員の懲戒に係る内申について] |

- 6 その他
- 7 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 ただいまから、令和6年度第1回教育委員会定例会を開会します。

2 会議成立の宣言

教育長 議事に入ります。本日は立元委員と前田委員が欠席されていますが、定足数に達していますので、会議は成立しています。本日の議事日程は、資料の2ページをご覧ください。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、津曲委員と私が行います。

4 会議の公開等について

教育長 会議の非公開について、本日審議する10の議案及び請願、報告事項のうち、定第9号及び10号議案は附属機関等の委員の委嘱に関する案件のため、非公開で傍聴を禁止し、定第7号議案は懲戒に関する案件のため、非公開で傍聴を禁止し、関係部課長のみの出席とする取り扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もございませんので、そのように取り扱います。

教育長 それでは、議案審査に入りたいと思いますが、まず、公開案件からご審議いただき、後ほど非公開案件の審議をお願いします。

教育長 ここで、傍聴について、委員の皆さんにお諮りします。

事務局に確認しますが、本日、傍聴を希望される方はいますか。

事務局(企画調整係長) 傍聴及び撮影を希望される方が1名いらっしゃいますので、傍聴希望者の住所及び氏名を読み上げます。

教育長 事務局から傍聴希望者の読み上げがありました。希望者の傍聴及び撮影を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もございませんので、傍聴及び撮影を許可することとします。事務局は傍聴人を入室させてください。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 定第1号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

教育長 定第1号議案について、図書館副館長、説明をお願いします。

事務局（図書館副館長） 3ページをお願いします。定第1号議案、代決処分の承認を求める件、鹿児島市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱についてご説明します。5ページをお願いします。人事異動に伴い、吉田小学校長の有村恵委員と南中学校長の長崎伸一委員を解嘱し、後任として4月16日付けで明和小学校長の松久保鉄也と武中学校長の前田浩二を新たに委嘱したものです。今回委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間である令和7年6月30日までです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

（なしの声あり）

教育長 なければ、定第1号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第2号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承 認

教育長 定第2号議案について、学務課長、説明をお願いします。

事務局（学務課長） 定第2号議案、鹿児島市立小中学校区審議会委員について、ご説明します。人事異動に伴い、小・中学校長の荒田小学校長の鬼塚仁、松元中学校長の木原敏行、市長部局職員の建設局都市計画部土地利用調整課長の新川智裕を解嘱し、後任として4月1日付で、和田小学校長の池田浩、鴨池中学校長の元野弘、土地利用調整課長の上野仁志を委嘱したものです。今回委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間である6月30日までです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

（なしの声あり）

教育長 なければ、定第2号議案については、原案どおりとすることによろしいでしょうか。

（異議なしの声）

教育長 本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第3号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

教育長 定第3号議案について学校教育課長、説明をお願いします。

事務局（学校教育課長） 9ページをお願いします。定第3号議案、代決処分の承認を求める件です。令和6年度の県の人事異動に伴い、11ページの背景色のある委員、前鹿児島市立向陽小学校長の喜岡達也を解嘱し、後任として、同じく鹿児島市立向陽小学校長の内菌博之に委嘱し、前鹿児島市立郡山中学校長の内健史を解嘱し、後任として、鹿児島市立星峯中学校長の益満裕美に委嘱し、鹿児島市立谷山小学校教諭の久保愛子を解嘱し、後任として、鹿児島市立玉龍中学校教諭の児島佳子に委嘱し、県立鹿児島特別支援学校長の迫田博幸を解嘱し、後任として、同じく県立鹿児島特別支援学校長の堀之内恵司に委嘱し、県こども総合療育センター支援部長の吉元英志を解嘱し、後任として、同じく県こども総合療育センター支援部長の山口恭史を4月1日付で委嘱したものです。今回委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間である令和6年4月30日までです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

委員 異議はないですが、玉龍中学校における特別支援教室の状況について、教えていただければと思います。

事務局（学校教育課長） 玉龍中学校には、特別支援教室は現在ありません。ただし、本年度から玉龍中に、通級指導教室の拠点となるものを設置しました。児島佳子教諭は、そちらの通級指導教室の中心となる教諭として今回委嘱したものです。

委員 背景が分かりました。玉龍中学校からは、初めてだったと思いますし、どのような意図で選出をされたのかということは大変興味深かったので、適切な委員就任だと思います。

教育長 ほかにございませんか。

（なしの声あり）

教育長 なければ、定第3号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第4号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

教育長 定第4号議案について生涯学習課長、説明をお願いします。

事務局（生涯学習課長） 12ページをお開きください。定第4号議案、鹿児島市社会教育委員について説明します。人事異動に伴い、学校教育関係者の市中学校長代表の北英一郎前緑丘中学校長を解嘱し、後任として、4月1日付で市中学校代表として内真奈美緑丘中学校長を委嘱したものです。今回委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間である6月30日までです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

（なしの声あり）

教育長 なければ、定第4号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 それでは、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第5号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

教育長 定第5号議案について生涯学習課長、説明をお願いします。

事務局（生涯学習課長） 15ページをお開きください。定第5号議案、鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱についてご説明します。人事異動に伴い、学校教育関係者で、中央公民館の岩越悟志前甲南中学校長他8人を解嘱し、後任として、4月1日付で岩脇勝広甲南中学校長他8人を委嘱したものです。今回委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間である5月31日までです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

（なしの声あり）

教育長 なければ、定第5号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 それでは、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第6号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解職又は解任及び委嘱又は任命について〕

教育長 定第 6 号議案について少年自然の家所長、説明をお願いします。

事務局（少年自然の家所長） 定第 6 号議案、鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員についてご説明します。23 ページをお開きください。人事異動に伴い、小中学校長の西陵中学校長の渡邊美佳を解嘱し、後任として、4 月 1 日付で皇徳寺中学校長の山下久美子を委嘱したものです。また、同じく人事異動に伴い、市教育委員会事務局の学校教育課長の中村武司を解任し、後任として、4 月 1 日付で同じく学校教育課長の竹下直大を任命したものです。今回、委嘱及び任命した委員の任期は、前任者の残任期間である 4 月 30 日までです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。
（なしの声あり）

教育長 なければ、定第 6 号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。
（異議なしの声）

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 7 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解任及び任命について〕

教育長 定第 7 号議案について中央学校給食センター所長、説明をお願いします。

事務局（中央学校給食センター所長） 26 ページをご覧ください。定第 7 号議案、鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解任及び任命についてご説明します。人事異動に伴い、前教育委員会事務局教育部保健体育課長の池田隆を解任し、後任として、4 月 1 日付で同課長の山口伸一を任命したものです。今回任命した委員の任期は、前任者の残任期間である 6 月 30 日までです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。
（なしの声あり）

教育長 なければ、定第 7 号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。
（異議なしの声）

教育長 それでは、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

請願令和 6 年度第 1 号 傍聴を認めることの件

継続審査

教育長 請願令和 6 年度第 1 号について、まずは請願の取り扱いについて事務局から、説明をお願いします。

事務局 29 ページをお願いします。本日、審議していただきます請願は、市教育委員会会議規則第 41 条の規定に基づき提出されたものであり、受理日は令和 6 年 3 月 25 日です。取り扱いについては、同規則第 43 条に規定されており、教育委員会の会議において採否を議決しなければならないとされています。以上です。

教育長 続きまして、事務局の方から請願書の朗読をお願いします。

事務局 30 ページをお願いします。請願第 1 号傍聴を認めることについて。請願内容、1. 鹿児島地区採択協議会の会議を傍聴すること、2. 鹿児島地区採択協議会後の教科書採択についての鹿児島市教育委員会会議を傍聴すること。請願理由です。1. 全国で、今、教科書採択の審議について傍聴できる教育委員会が増えつつある。傍聴については、次の 2 点から要望する。(1) 教科書採択について透明性を確保するため。(2) 教科書採択について、市民の関心を高めるため。2. 鹿児島市教育委員会は、「業務に支障がある」という理由で、傍聴を認めていない。しかし、会議録は公開している。傍聴については、議会や裁判所を例にした基準のもとなら「業務に支障はない」と考える。また、静ひつな環境も確保できると考える。3. 教科書選定は、市民の関心事になるべきことだと考える。そのために様々な措置をとることは、教育委員会の任務だと考える。以上です。

教育長 それでは、本件の状況等について、学校教育課長、説明してください。

事務局（学校教育課長） 請願内容に関する現在の取り扱いとして、1 の鹿児島地区採択協議会の傍聴を認める件については、静ひつな審議環境の確保の観点から傍聴を認めていません。また、2 の鹿児島市教育委員会の定例会においても、同様の理由から傍聴を現在認めていません。しかしながら、令和 4 年に、特定の教科書発行会社が、採択期間中において採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認され、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態が発生しました。このことを受けて、文部科学省は、令和 5 年 3 月 31 日付の通知において「教科書採択における公正確保の徹底等について」で、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようにとすることや、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な

審議環境の確保に努めること、としています。以上です。

教育長 ただいま学校教育課長から説明がありましたが、本日は2名の委員が欠席されていることもありますので、次回改めて審議していただいても良いのかと思いますが、いかがでしょうか。

委員 それでけっこうです。

教育長 それでは、本件については、継続審査とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、継続審査とすることと決定します。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(1) 新1年生見学パスポートについて

教育長 報告事項(1)について総務課長、説明をお願いします。

事務局(総務課長) 31ページをご覧ください。新1年生見学パスポートについてご説明します。これは、平成10年度から始めた制度で、趣旨は、新1年生の入学を祝うとともに、早い機会に子どもたちの自然・科学・文化・美術・歴史等への関心と興味を高め、各施設に慣れ親しむ契機となるよう入館料を免除するもので、対象施設は記載の13施設です。パスポートの有効期限は、4月1日から8月31日までで、対象者は、約5,300人となっています。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

委員 非常に良いものですが、これはどのくらい使用されているかは分かっていますか。

事務局(総務課長) 昨年度の実績で申し上げますと、13施設で、8,145人に使われています。

委員 10%ぐらいしか使われてないという感じですね。13施設で、8,000人程度です。同じ子が何回か行っているなど、いろいろな計算の仕方があるのでしょうか、それを全部合わせても、もったいないです。すごく良い取り組みだと思いますので。学びの場をいろいろなところを開けられるし、例えば、とても厳しい家庭において、自分のお金がかからずに学ぶことができるという意味では、とっても意義深いことだと思います。もう少しモチベーションが上がるように、タダで行けるというだけではなく、スタンプラリーなどもうひと工夫、たくさん行って良かったと思ってもらえるような、それから2年生、3年生になっても行き続けてもらえるようなことをやっていただければと思います。

事務局(総務課長) 委員のご意見のとおり、今年度は配付をしましたので、次年度に向けて検討していきたいと思います。

委員 これは夏までなのですね。収益が赤字になってしまうかもしれませんが、1年間認めてしまうなど、その辺も含めて考えていただければ。

教育長 私もいい制度だと思いますので、もう少し周知を徹底していければと思います。
す。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 公開案件は、以上になります。これからは、非公開案件の議案審査に入りますので、傍聴人の方は、ご退席をお願いします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 9 号議案 鹿児島市特別支援教育審議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 10 号議案 鹿児島市立少年自然の家運営審議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 8 号議案 代決処分の承認を求める件

〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 次回の日程について、ご連絡します。次回の教育委員会定例会は、5月30日（木）16時から、教育総合センター2階 女性第一・第二研修室で開催を予定しています。以上です。

8 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終了します。

【以上】